



2025年3月14日

各 位

会 社 名 アクセリア株式会社

(コード番号 271A TOKYO PRO Market)

代表者名 代表取締役社長 牧野 順道

問合せ先 取締役管理本部長 高橋 裕次

TEL 03-5211-7750(代表)

URL <https://www.accelia.net/>

当社取締役および監査役、ならびに従業員への
ストック・オプション(新株予約権)の発行内容確定に関するお知らせ

アクセリア株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長 牧野 順道、以下「当社」)は、2024年6月14日開催の当社取締役会に基づき、当社の取締役および監査役、ならびに従業員に対して発行する第13回新株予約権(以下、あわせて「本新株予約権」といいます。)の発行内容のうち、未定となっていた事項が本日確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる本新株予約権の数

第13回新株予約権

当社取締役	6名	405個
当社監査役	3名	20個
当社従業員	35名	137個

2. 本新株予約権の総数

第13回新株予約権

562個(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり150,000円(1株当たり1,500円)

以 上

<添付資料>

第13回新株予約権の発行要項

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の取締役および監査役、ならびに従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当該対象者に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

アクセリア株式会社 第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間又は申込期日

2025年3月24日

3. 割当日

2025年3月25日

4. 新株予約権の内容および数

(1) 新株予約権の数

562個

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式56,200株を新株予約権の目的となる株式数とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（2）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金

額とする。

行使価額は、当初 1, 500 円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新規発行 株式数} \times \text{1 株当たり 払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(4) 新株予約権行使することができる期間

付与決議日後 2 年を経過した日から付与決議日後 10 年を経過する日までとする。なお、行使期間の最終日が休日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。

(5) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（8）新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなつた場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（9）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式 移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併 契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（3）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（4）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、前記（4）に定める新株予約権を行使することができることができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件 前記（7）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項 前記（5）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（8）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

6. その他

（1）本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び第13回新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

（2）その他第13回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

7. 第13回新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる第13回新株予約権の数

当社取締役 6名 405個

当社監査役 3名 20個

当社従業員 35名 137個